

四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第5号

四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例

四日市市国民健康保険条例（昭和36年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条及び第17条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア及びイ （略）</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア及びイ （略）</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p>

オ及びカ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

アからウまで (略)

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の52に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「法施行規則」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 一般被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の

オ及びカ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

アからウまで (略)

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「法施行規則」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 一般被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の

3 3に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) (略)

2 及び 3 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第 1 3 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 (第 1 7 条及び第 1 7 条の 3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。) の総額 (以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。) は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 7 2 条の 3 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金を除く。) の額

3 5に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) (略)

2 及び 3 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第 1 3 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 (第 1 7 条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。) の総額 (以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。) は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 7 2 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。) の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第13条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の52に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の33に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) (略)

2及び3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第13条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の52に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、法施行規則第32条の10に規定する方法により補

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第13条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) (略)

2及び3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第13条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、法施行規則第32条の10に規定する方法により補

正された後の金額とする。)の総額で
除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課
総額の 100分の33 に相当する額
を当該年度の初日における介護納付
金賦課被保険者の数で除して得た額

(3) (略)

2 及び 3 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第17条 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第17条の3 当該年度において、その
世帯に6歳に達する日以後の最初の3
月31日以前である被保険者(以下「未
就学児」という。)がある場合における
当該被保険者に係る当該年度分の基礎
賦課額の被保険者均等割額は、第13
条又は第13条の5の基礎賦課額の被
保険者均等割の保険料額から、当該保
険料額に、それぞれ、10分の5を乗
じて得た額(第13条第2項の規定に
より端数の切上げを行った後の額とす
る。)を控除して得た額とする(第4項
に掲げる場合を除く)。

2 第13条第3項の規定は、前項に規
定する額の決定について準用する。こ
の場合において、第13条第3項の規
定中「保険料率」とあるのは「額」と読
み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金

正された後の金額とする。)の総額で
除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課
総額の 100分の35 に相当する額
を当該年度の初日における介護納付
金賦課被保険者の数で除して得た額

(3) (略)

2 及び 3 (略)

(保険料の減額)

第17条 (略)

等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の5又は第13条の6の8」と、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の5第2項」と、第2項中「第13条第3項」とあるのは「第13条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第17条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第17条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第13条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第13条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

5 第13条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。こ

の場合において、第13条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6. 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の5又は第13条の6の8」と、「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の5第2項」と、第5項中「第13条第3項」とあるのは「第13条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(健康福祉部保険年金課)